平成22年第4回にかほ市議会定例会会議録(第4号)

1、本日の出席議員(19名)

1 番 伊 温 子 東 3 番 収 Ξ 奥 Ш 5 番 竹 内 瞖 7 番 宮 祫 信 9 番 佐々木 明 正 番 竹 睦 夫 11 内 13 番 市 Ш 雄 次 16 番 加 藤 照 美 18 番 佐 藤 元 佐 番 文 昭 20 藤

男 2 番 鈴 木 敏 弘 4 番 佐々木 志 番 伊 知 6 藤 8 番 飯 尾 明 芳 番 Ш 10 小 正 文 番 村 上 次 郎 12 番 地 衛 14 菊 番 池 田 好 隆 17 修 19 番 鵉 藤 市

1、本日の欠席議員(1名)

15 番 池 田 甚 一

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 細 矢 宗 良 班長兼副主幹 佐 藤 正 之 副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 横 Щ 忠 長 教 育 長 渡 辺 徹 総 務 部 長 齋 藤 隆 市民福祉部長 木 利 雄 内 産業建設部長 育次 佐 藤 家 教 長 佐 藤 知 公 ガス水道局長 四 部 誠 — 消 防 長 下 居 和 夫 会計管理者 鉄 総務部総務課長 均 也 冏 部 企画情報課長 悦 均 財 政 課 長 須 齊 藤 藤 金 税 務 課 長 藤 利 秀 市 民 課 長 竹 内 規 悦 齋 生活環境課長 正 彦 健康推進課長 木 令 須 藤 鈴 農林水産課長 金 子 勇一郎 観 光 課 長 武 藤 男 産業建設部管理課長 渡 辺 学校教育課長 佐 清 和 講 藤

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成22年6月11日(金曜日)午前10時開議

- 第1 報告第4号 繰越明許費の報告について
- 第2 報告第5号 事故繰越しの報告について
- 第3 議案第43号 平成22年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第4 議案第44号 にかほ市税条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第45号 にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第46号 にかほ市風致地区内における建設等の規制に関する条例の一部を改正する条 例制定について
- 第7 議案第47号 土地の処分について
- 第8 議案第48号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第9 議案第49号 平成22年度にかほ市一般会計補正予算(第1号)について
- 第10 議案第50号 平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号)に ついて
- 第11 議案第51号 平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 第12 一般会計予算特別委員会の設置
- 第13 議案及び陳情の付託
- 1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分開議

議長(佐藤文昭君) ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第 121 条の規定に基づき出席者を求めた者の名簿は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、報告第 4 号繰越明許費の報告についてから日程第 11、議案第 51 号平成 22 年度にかほ 市公共下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)についてまで 11 件を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑には、自己の思いや意見を入れないようにしてください。

なお、発言は自席で行ってください。

初めに、報告第4号繰越明許費の報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで報告第4号の質疑を終わります。

次に、報告第5号事故繰越しの報告についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので発言を許します。6番伊藤知議員。

6番(伊藤知君) 平成21年度にかほ市事故繰越し報告で荷降し場所の変更という報告がありましたが、それによる費用の差額が発生しなかったのか。あともう一つは、工期が半年以上おくれたことによる自然石投入効果、築磯への影響はなかったものかお伺いいたします。

議長(佐藤文昭君) 答弁、産業建設部長。

産業建設部長(佐藤家一君) 最初に荷降ろし場の変更によって工事費に変更がなかったかについてであります。工事費の積算において投入石の購入については、漁港への運搬、仮置き、台船への積み込み、投入箇所までの運搬までを海上渡しの単価として県の総合単価を使用して行っております。また、海上渡しの積算上では、投入石の運搬は小砂川地区から金浦漁港としており、飛分港も金浦漁港内とされ、同じ単価が適用されております。また、1回目の運搬で飛漁港に仮置きされた石については、再度、金浦漁港の本港のほうに移動運搬することなく、そのまま飛分港から台船に積み込みしている状況にあります。このことから工事費の変更は発生しておりません。

次に、工事のおくれによる築磯への影響であります。造成漁場へのアワビの稚貝放流は、例年 7 月ころから始まります。このことから、漁協のほうにも確認いたしましたが、影響はないという報告をいただいております。以上です。

議長(佐藤文昭君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで報告第5号の質疑を終わります。

次に、議案第43号平成22年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第1号)の専決処分の報告 及びその承認について(専決第4号)の質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで議案第43号に対する質疑を終わります。 次に、議案第44号にかほ市税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。 質疑の通告がありましたので順次発言を許します。5番竹内賢議員。

5番(竹内賢君) 議案第44号の11ページです。この条例改正の中で第95条と附則第16条の2第1項の改正によって、にかほ市のたばこ税の増収見込みは約2,000万円と説明されました。現在、市町村のたばこ税は300円のたばこで65円96銭、21.98%となっています。10月からの引き上げですから6ヵ月です。平成22年度予算では1億3,766万5,000円になってます。平成21年度よりも1,766万円の減で計上されています。増収見込み2,000万円についての計算根拠を伺います。

議長(佐藤文昭君) 答弁、総務部長。

総務部長(齋藤隆一君) たばこ税の増収見込み額の算出根拠についてお答えをいたします。たばこ税の平成 22 年度決算見込み額につきましては、平成 20 年度と平成 21 年度の売り渡し本数の比

較から喫煙者の自然減少率を 5.78%、また、10 月からの値上げに伴う減少率を 10%と見込んで算出をしたところでございます。その結果、平成 22 年度 4 月から 9 月までの税収は、平成 21 年度の売り渡し本数に自然減少率を乗じたものに現在の税率、改正前の税率でございますが、これを乗じますと 6,900 万円となる見込みでございます。同様に、10 月から 3 月までの税収は売り渡し本数に自然減少率と値上げによる減少率を乗じまして改定後の税率を乗じますと 8,700 万円になると見込んだものでございます。したがいまして、平成 22 年度のたばこ税は総額で 1 億 5,600 万円となる見込みでございまして、平成 21 年度決算見込み額と比較しますと約 1,000 万円の増収になると予測したものでございます。平成 23 年度の税収につきましては、売り渡し本数の減少率を平成 22 年度に比較して 10%の減少と見込みました。結果として年間の税収は 1 億 6,600 万円となる見込みでございまして、平成 21 年度の決算見込み額と比較しますと約 2,000 万円の増収になると予測したものでございます。このことから議案説明では、税率の改正によってたばこ税は年間約 2,000 万円の増収になるものと見込んでおりますと説明したものでございますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長(佐藤文昭君) 5番竹内賢議員。

5番(竹内賢君) 理解がちょっとあれですけど、平成21年度に比べて1,000万円と。平成23年度はいろいろな要素を加えて1億6,600万円なので、平成21年度に比べて約2,000万円の増と、こういうことで説明そのものというのは、2,000万円というのは平成23年度の増ですと、年間って、そういうことでいいんですか。

議長(佐藤文昭君) 答弁、総務部長。

総務部長(齋藤隆一君) 平成23年度は1年分、12ヵ月分ということで2,000万円、平成22年度は10月からの増税でございますので約半年分、6ヵ月ということで、そういうことから年間約2,000万円という具合にしてお答えをいたしました。

議長(佐藤文昭君) 次に、12番村上次郎議員。

12番(村上次郎君) 同じ議案ですが、9ページの関係です。第36条の3の2の関係でいくと、16歳未満の扶養控除廃止があるということですが、この廃止によって控除額がなくなるということで市民の負担が増えていくということだと思いますので、どのような影響が出るか、件数、金額等についてお尋ねします。できれば幾つかのモデルで示してもらえれば具体的な内容でわかりやすいと思います。

同じく第36条の3の3の関係でも同じ質問です。

三つ目は、今回改正は、説明では 16 歳以上 19 歳未満の扶養控除というふうに話していたのだったようですが、もしそうだとすれば — そうじゃなくて 16 歳未満ということで説明あったわけです。 16 歳以上 19 歳未満も念頭にはあったと思うんですが、それもあったと思うので、その点についても廃止したかどうかの確認と、その影響についてお示し願いたい。

それから、単なる控除廃止ということだけでなくて、実質的に所得が上がることになりますから 保育料、あるいは国保等々、他の制度にも影響を及ぼしてくるということですから、その点につい てもお知らせ願いたいと思います。 11 ページ等の関係で、たばこ税は今話がありましたが、一つ聞きたいのは、減少率というのが出ております。減少率というその率を出した根拠、これも答弁願いたいと思います。

それから、第 19 条の 3 で投資についてありましたけれども、これは非課税口座を設ければ個人住民税を課さないと。100 万円の投資ということでしたけれども、これは投資に対する優遇措置ということで他の証券取引関係の税の優遇措置もあるわけですが、これは小口というふうに言ってもいいと思いますが、この場合の市税に対する影響がどうなるか、この点についてお尋ねします。

議長(佐藤文昭君) 答弁、総務部長。

総務部長(齋藤隆一君) 扶養控除廃止に伴う市民への影響についての御質問にお答えをいたします。

なお、第36条3の2、給与所得者と第36条の3の3、年金所得者についてのそれぞれの影響をお尋ねでございますけれども、同一人が複数の所得を持っている場合があるなどの理由がございまして、所得の種別ごとに仕分けた資料がございませんので、市全体の数字で御容赦を願いたいと思います。

また、これから申し上げる件数、金額などは、平成 21 年度課税ベースを基礎としたものでございますので、これも御承知おきください。

16 歳未満の扶養控除廃止に伴いまして市全体で影響を受ける納税義務者は約2,200人、これらの方々に扶養されている人数は約2,900人でございます。税額にしますと、市民税が約5,700万円、 県民税が約3,800万円の増税になるものと予想しております。

個別の影響でございますが、現在の一般の扶養控除額は 33 万円でございますので、扶養者が 1 人の場合は市民税が 1 万 9,800 円、県民税が 1 万 3,200 円、合計で 3 万 3,000 円の増税となります。 2 人の場合は 2 倍の 6 万 6,000 円、3 人の場合は 3 倍の 9 万 9,000 円の増税になるものでございます。

次に、16 歳以上 19 歳未満の扶養控除についてお答えをいたします。地方税法の改正によりまして 16 歳以上 19 歳未満の特定扶養控除の上乗せ部分が廃止となるものでございます。現在の特定扶養控除額は 45 万円でございますが、上乗せ部分の 12 万円が廃止となりまして、控除額が 33 万円となるものでございます。これによって影響を受ける納税義務者は約 540 人、これらの方々に扶養されている人数は約 680 人、税額では市民税が約 490 万円、県民税が 320 万円の増税になるものと予想しております。

個々の影響といたしましては、例えば高校生を1人扶養している場合には、市民税が7,200円、 県民税が4,800円、合計で1万2,000円の増税となります。2人の場合は2倍の2万4,000円とい うことでございます。

なお、19歳以上23歳未満の特定扶養控除額は従前どおり45万円となります。

控除廃止による保育料などへの影響でございますが、保育料に限らず市民に負担していただく金額を所得や税額によって決めているものにつきましては、すべてに影響が出てくるものと思われます。

たばこ税の関係の自然減少率でございますが、これは平成 20 年度のたばこの売り渡し本数を平成 21 年度の売り渡し本数の比較でございます。売り渡し本数が減ったということは、それだけたばこ

が売れなかったということでございます。

次に、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例についてのお尋ねでございます。具体的には、平成24年度から平成26年度までの間、非課税口座で管理されている上場株式等については、毎年新規投資額で100万円を限度として配当益と譲渡益が非課税となるものでございます。御指摘のとおり、投資に対する優遇措置でございますが、優遇というよりは貯蓄から投資への転換を誘導するための政策でございます。

市税への影響でございますが、平成 21 年度の課税状況では上場株式等の譲渡所得の税額が約 10 万円、配当所得の税額が約 28 万円と極めて少額となっておりますので、市場で急激な株価の変動でもない限り、当市への影響は極めて少ないものと考えております。以上でございます。

議長(佐藤文昭君) 12番村上次郎議員。

12番(村上次郎君) わかりました。一つ、この控除の廃止による影響等はわかりましたけれども、そのためにほとんどすべてに影響していくという説明でしたけれども、影響の大きいもの、私は国保、あるいは保育料というふうに言いましたけれども、これが大きいものなのかどうか判然としないので、この所得控除廃止による影響の大きい項目と言えばいいですか、料金と言えばいいですか、そういうものがもしわかったらお知らせ願いたいと思います。

議長(佐藤文昭君) 答弁、総務部長。

総務部長(齋藤隆一君) やはり一番大きいのは国保税に反映されることだろうと思います。次には保育料など、その他、やはり所得と税額で負担額が決まるものについては、すべてについて影響が出るということだろうと思います。

議長(佐藤文昭君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで議案第 44 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第45号にかほ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので順次発言を許します。5番竹内賢議員。

5番(竹内賢君) 17ページです。今回の改正によって国民健康保険税の基礎課税額が47万円の限度額が50万円に、それから後期高齢者支援金等課税額が12万円から13万円に引き上げられるわけです。比較的高額の所得者に対しているものですけれども、この引き上げによっての影響を受ける人数と金額を伺います。

議長(佐藤文昭君) 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長(木内利雄君) 御質問にお答えいたします。国民健康保険税の基礎課税額の限度額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額の引き上げによって影響を受ける人数と金額についてお答えいたします。

平成 21 年度の課税ベースで申し上げますので、御了承願いたいと思います。国民健康保険の基礎課税額でありますが、限度額の引き上げによる影響は 39 世帯 113 万 1,800 円増加する見込みでございます。

次に、後期高齢者支援金等課税額でありますが、限度額の引き上げによる影響は 611 世帯 557 万 5,000 円増加する見込みでございます。総トータルで 611 世帯 670 万 6,800 円の増となるものでございます。

議長(佐藤文昭君) 次に、12番村上次郎議員。

12番(村上次郎君) 前議員と同じ項目、ほぼ同じものなんですけれども、ちょっと通告の内容があまり詳しくなかったので準備してないかもしれませんが、今の答弁が一般的なことで、私の場合は、全体は今、出たとおりと。モデルケースということと、もう一つは影響の場合に所得の高い方に高い負担というのは税の原則からいって納得できるんですが、このことによって、あるいは中・低所得者が少し楽になると言えばいいですか、そういう面の影響はあるのかどうかということもお尋ねします。

議長(佐藤文昭君) 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長(木内利雄君) お答えいたします。先ほど竹内議員にお答えした件については省略させていただきたいと思いますが、モデルケースで示してくださいという御質問のようでございますので、被保険者の人数や所得によってさまざまでございますが、一つとして 40 歳代の世帯主夫婦と 17 歳と 13 歳の子供の 4 人の世帯で計算した場合、夫婦の所得が 868 万円の場合でありますが、改正前は基礎課税限度額の 47 万円と後期高齢者支援金等課税限度額 12 万円の合計 59 万円でございました。改正後は基礎課税限度額の 50 万円と後期高齢者支援金等課税限度額 13 万円の合計 63 万円となって 4 万円が増加することになります。

それから、もう一つのモデルを申し上げますと、50 歳代の世帯夫婦、2 人世帯の場合でございますが、夫婦の所得が930 万円の場合、改正前は基礎課税限度額の47 万円と後期高齢者支援金等課税限度額12 万円の59 万円でございましたが、改正後は基礎課税限度額が48 万6,100 円と後期高齢者支援金等課税限度額13 万円の合計61 万6,100 円となって、2 万6,100 円の増となります。

また、中・低所得者への影響というような形でございますが、課税限度額の引き上げでございますので、直接的には中・低所得者には税としては影響はございませんが、全体的に今回の改正によりましてトータルで 670 万円ほどの税の増加となりますが、実質的には非自発的特例対象非保険者の減額分、現在申請が 60 人ほどございまして、その減額分を現在 471 万 7,000 円ほどと見ておりますが、これがまだまだふえると見込まれます。そうすると、実際にはプラスマイナスゼロぐらいになるのではないかと見込んでおります。

議長(佐藤文昭君) 12番村上次郎議員。

12番(村上次郎君) 説明わかりました。ちょっと通告にないんで、もうちょっと聞きたいことなんですが、さっきの最後のほうに説明ありました前年度の所得をそのまま算定したのを 100分の 30として算定して軽減措置と言えばいいですが、被失職をしたとか、あるいは急激に所得が少なくなったとか、そういうことでの優遇というか軽減措置が出たということは大変よかったというふうに思うんですが、これまだまだふえるという予想なんですけれども、これは把握の仕方、あるいは申請の方法等を知らせているのかどうかということと、こちらのほうで把握できる方法があるものかどうか、その二つ。これは通告してないで少し深くはまり込んでいますから、わかりにくかった

ら結構です。

議長(佐藤文昭君) 答弁、税務課長。

税務課長(齋藤利秀君) このPRの方法については、ハローワーク、これらによって申請者が行った場合に指導、あるいは今回3月に国保税だより等でもお知らせしております。また、7月の国保税の納付書配布時にPRを兼ねたいと考えております。

議長(佐藤文昭君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで議案第 45 号に対する質疑を終わります。

総務部長から市税条例の一部を改正する条例制定についての答弁について発言を求められておりますので、これを許します。総務部長。

総務部長(齋藤隆一君) 先ほど議案第44号の質疑の中で、村上議員の御質問へのお答えに一部 誤りがございましたので、税務課長のほうから訂正させていただきますので、よろしくお願いをい たします。

議長(佐藤文昭君) 税務課長。

税務課長(齋藤利秀君) 先ほど総務部長が国保税の影響が大きいと申しましたけれども、国保税の場合は義務的控除前の所得により課税いたしますので、国保税への影響はございません。そして、今回の控除の廃止、これらについては子ども手当の創設により、改正されたものと伺っております。以上でございます。

議長(佐藤文昭君) 次に、議案第46号にかほ市風致地区内における建設等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第47号土地の処分について及び議案第48号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての3件についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで議案第46号、議案第47号及び議案第48号の 質疑を終わります。

次に、議案第49号平成22年度にかほ市一般会計補正予算(第1号)についての質疑を行います。 質疑の通告がありましたの順次発言を許します。6番伊藤知議員。

6番(伊藤知君) 14ページでございます。6款農林水産業費3項水産業費4目の漁業経営構造改善事業費の築磯の造成工事、減額980万円でありますが、事業仕分けによる国の予算規模縮小で事業執行は難しいということでしたが、市政報告の中で本事業は漁業振興上、必要なものと考えているという報告がありました。そこで、市単独事業として行う考えはなかったのかお伺いいたします。

議長(佐藤文昭君) 答弁、産業建設部長。

産業建設部長(佐藤家一君) この築磯事業は、国の強い水産業づくり交付金事業の支援により 行われてきたものです。昨年の国の行政刷新会議、いわゆる事業仕分けによりましてこの交付金事 業は制度の抜本的な見直しを含め、3分の1程度の縮減となったもので、結果、市が予定していた 第3期の初年度事業には配分されなかったものであります。市がいろいろな事業を行うに当たって は自主財源が約3割という限られた財源であります。その事業執行に当たっては、その事業の必要性とあわせて国・県の補助金を利用し、さらに有利な起債制度も利用しながら実現、あるいは具体化できることが多くあります。この築磯事業についても、つくり育てる漁業の振興上、必要な施策とは考えておりますけれども、国の財政支援があってこそ過去6年間、また今後3年間の継続を予定しての事業が可能であったと考えております。このことから、補助事業として予算配分がされない状況では、市100%の単独事業として継続実施していくことは困難と判断いたしまして、漁協側もこのことについては理解を示しております。

金浦地区の漁場については、漁港等の整備に伴いまして、金浦地区海岸延長の約半分近くが天然 漁場、磯場が減少しております。加えて、8月からは象潟地区の漁師も入れる入会漁場となっております。築磯事業の必要性は十分認識はいたしております。

昨日の新聞報道に「公共事業費削減せず」との見出しで国土交通省、農林水産省の予算削減は 1 兆 3,000 億円の目標は達成したと。2011 年度予算概算要求においては、公共事業費の削減はしないと。真に必要な事業をやっていくというようなことで前原国土交通大臣がコメントを掲載しておりました。私どももこのことに強い期待をするとともに、次年度からの事業採択がされるよう国へ、あるいは県へ要望してまいりたいと思います。

生産基盤の整備については、受益者団体と築き上げていくことが基本と考えます。このことから、 仮に事業採択がされないことも想定いたしまして、漁協とも今後、築磯事業について今年度中に十 分協議してまいりたいと思います。以上です。

議長(佐藤文昭君) 6番伊藤知議員。

6 番(伊藤知君) 予定通りの答弁なんですけども、例えばこれ、築磯事業を中断したときに、 継続してやることが効果があると言われているわけですけれども、その辺の考え方というのは漁業 者と話し合った上でどのような協議になったのでしょうか。

議長(佐藤文昭君) 答弁、産業建設部長。

産業建設部長(佐藤家一君) 今回の削減によりまして予算から事業をカットした、このことについては直接漁業者とは話はいたしておりません。漁協とは話しております。今まで過去6年間、約1万弱、9,600平方メートルほどの築磯事業をやってきております。ただ、先ほど申しましたように、磯場の減少、それを全部埋めるまでにはいたっておりません。どうしてもやっぱり入会漁場ということで、今後もその築磯の造成は必要とは考えております。ただ、今言ったように100%市の持ち出しで今後行っていくということは、ちょっと容易でないであろうと。ですから、仮に漁協側でも負担する。よって、その事業は少し縮小なっても続けてほしいというような要望がされるようであれば、今後そのような検討もひとつやっていきたいと思います。

議長(佐藤文昭君) 次に、5番竹内賢議員。

5番(竹内賢君) 11ページであります。2-1-9企画費の地域新エネルギー・省エネビジョン策定委員報償費と地域新エネルギービジョン策定等事業委託料についてですが、策定事業委託料が600万円から450万円に、これも減額されました。基本方針をつくるための基礎となる策定事業委託が150万円減額となっても支障なくできる事業なのかどうか、見通しについて伺います。

また、策定委員の選定基準についても伺います。

12 ページの 2-1-11 交流事業費の港区芝浦港南地区子ども交流受入事業補助金についてですが、 一般質問に対する市長の答弁もあって、その点もわかりましたけれども、例えば今後以降、ここの 学校 — こども会、子供たちと相互交流などを実施するのか、そういうことについて、グリーン ツーリズムの事業との連携についてはわかりましたから、この点については省きます。

それから、12ページ、戸籍住民基本台帳費の人権の花運動看板製作設置委託料について。新しく て古い問題ですけれども、今まで各小学校にそれぞれずっと設置をされています。これまで具体的 にどのような活用がされてきたのか伺います。

議長(佐藤文昭君) 答弁、総務部長。

総務部長(齋藤隆一君) 11 ページの2款1項9目地域新エネルギービジョン策定等事業委託料についてお答えをいたします。

1点目の150万円の減額でも支障なくビジョンが策定できるかということについてでございます。4月に開催された説明会によりますと、昨年度の実績では策定事業費の全国平均額は480万円程度であったとのことでございます。また、事業の実施要綱の中で事業を実施する先進地視察研修の視察先を今までは全国だったのですが、これを管内東北地域に限定したことなどから補助額を減額したなどの説明があったところでございます。これらのことから地域全般にわたる新エネルギーの導入普及のための基本方針に関しましては、支障なく策定できるものと考えておりますし、また、策定しなければならないものと考えております。

2 点目は策定委員の選定基準についてでございます。補助金の交付決定後に事業を開始することになりますから、策定委員会についてもこれから設置することになります。官民一体となってビジョンを策定することと、それからビジョン策定受託業者からの調査報告書を専門的見地から検討できるような策定委員会でなければならないことなどから、委員には学識経験者、これは関連分野を専攻する大学教授などを考えております。地場産業関係者、これには企業、商工会、JA関係者などを考えております。住民代表、これにつきましては公募をいたします。教育関係者、校長先生などを考えております。行政関係者、県の担当部局の方を考えております。新エネルギーにかかわる団体の代表者、それからオブザーバーとして東北経済産業局と独立行政法人新エネルギー産業技術総合開発機構などの方々を委嘱したいと考えております。

次に、12ページの2款1項11目港区芝浦港南地区子ども交流受入事業補助金につきましてお答えをいたします。港区芝浦港南地区は、白瀬隊の出発地でもありまして、港区とは白瀬日本南極探検隊100周年記念プロジェクトの共催イベントなどもタイアップをしながら行っているところでございます。また、港区では地方都市との子供交流の相手先を探していたこともありまして、白瀬隊を通してゆかりのある本市に対して農業・農村体験を含めた交流の申し出があったものでございます。子ども交流受入事業は、農村体験、農作業体験などを通じまして、首都圏と本市の子供たちが交流を深めながら豊かな人間性と社会性をはぐくんで、地域の魅力の再発見、地域の活性化をねらいとして取り組むものでございまして、県の秋田発子ども双方向交流プロジェクト事業補助金を活用して実施するものでございます。当面は港区の子供たちの受け入れ事業として継続実施してまい

りますが、将来的には本市の子供たちが都会生活体験を行うなどの双方向の交流に発展させるとと もに、港区が希望しております姉妹地盟約などの提携によって、より広範な分野での交流につなげ てまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

議長(佐藤文昭君) 答弁、市民福祉部長。

市民福祉部長(木内利雄君) 12 ページの人権の花運動看板製作設置委託料についての御質問にお答えいたします。

人権の花運動の趣旨は、次代を担う子供たちが互いに協力し合いながら花を育て、これを通して子供たちに命の大切さや相手への思いやりといった人権思想をはぐくみ、より豊かな人権感覚を身につけていただくことを目的としてこの人権の花運動を実施しておるものでございます。この看板は、学校敷地内の児童が見えやすい場所、あるいは子供たちが一致協力して花を植栽したプランターを設置する場所の近くなどに設置いたしまして、植栽後も児童、保護者や学校を訪れた地域住民の方々へ人権啓発用看板として活用しておるものでございます。

ちなみに看板に記載しております標語については「考えよう相手の気持ち、育てよう思いやりの心」でございます。平成 19 年度は平沢小学校、平成 20 年度は象潟小学校、平成 21 年度は金浦小学校、そして平成 22 年度は小出と院内小学校に設置するものでございます。以上であります。

議長(佐藤文昭君) 5番竹内賢議員。

5 番(竹内賢君) 地域新エネルギー・省エネビジョン策定の事業委託の関係で、にかほ市としては、ここがにかほ市としては、これとこれ、これはひとつ考えて委託の中でもきちんと何というか調査研究して、そして出してもらうと、そういうものがありますか。

議長(佐藤文昭君) 答弁、総務部長。

総務部長(齋藤隆一君) にかほ市としてはですね、今はいろんな代替エネルギーがあるわけですけれども、にかほ市としては風力等についてはより強く検討してまいりたいというふうに考えています。

議長(佐藤文昭君) 5番竹内賢議員。

5 番(竹内賢君) 風力が一番大きいとのことですが、いわゆる地下資源ということで天然ガスについては、そういうものについても当然入ると思うんですけれども、それについてはあれですか、調査研究というか、そういうものについての委託の内容に入っていますか。

議長(佐藤文昭君) 答弁、総務部長。

総務部長(齋藤隆一君) 当然この検討の委託には、にかほ市で考えられるものはすべて網羅されて調査するものだと思います。ただ、天然ガスについては、今現在、温水プールで使っておりますし、ただ、ガス水道局のほうではガスのほうは今使ってないということで、そういう事情があるわけですが、ガスについても当然どのような形で使っていけるのかということは検討の対象になっていくものと思います。

議長(佐藤文昭君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで議案第 49 号に対する質疑を終わります。

次に、議案第50号平成22年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算(第1号) について及び議案第51号平成22年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につい ての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 質疑なしと認めます。これで議案第50号及び議案第51号の質疑を終わります。

日程第12、一般会計予算特別委員会の設置を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会委員会条例第6条の規定により、議案第49号の審査のため、議長を除く19人をもって構成する一般会計予算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

一般会計予算特別委員長が決まるまで、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、年 長議員から司会をお願いします。12 番村上次郎議員。

しばらく休憩します。

午前 10 時 48 分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員(18名

子 1 番 伊 東 温 ЦX Ξ 3 番 奥 Щ 5 竹 内 賢 7 番 宮 崎 信 9 番 佐々木 正 明 竹 夫 11 番 内 睦 13 番 雄 次 市 Ш 16 番 加 藤 照 美

男 2 番 鈴 木 敏 番 佐々木 4 弘 志 伊 6 番 藤 知 芳 8 番 飯 尾 明 小 正 10 番 Ш 文 次 郎 番 村 上 12 番 菊 地 衛 14 番 池 \blacksquare 好 隆 17 鵉 修 19 番 藤 市

欠席委員(1名)

18 番

佐

15 番 池 田 甚 一

藤

元

.....

議会事務局職員

議会事務局長 細 矢 宗 良 班長兼副主幹 佐 藤 正 之副 主 幹 佐々木 孝 人

.....

説 明 員

市 長 横 Щ 忠 長 教 育 長 渡 辺 徹 市民福祉部長 総 務 部 隆 利 雄 長 齋 藤 木 内 産業建設部長 教 育 次 長 佐 知 佐 藤 家 藤 公 ガス水道局長 防 夫 叼 部 誠 消 長 下 居 和 会 計 管 理 者 森 鉃 也 総務部総務課長 冏 部 均 企画情報課長 均 財 政課 悦 齊 藤 長 須 藤 金 税 務 課 長 利 秀 市民課 長 竹 内 規 悦 鵉 藤 生活環境課長 須 藤 正彦 健康推進課長 鈴 木 令 農林水産課長 金 子 勇一郎 観光 武 男 課 長 藤

.....

午前10時48分開会

年長委員(村上次郎君) それでは、にかほ市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、一般会計予算特別委員会の委員長が決まるまで、私が司会することにいたします。

ただいま出席している委員は18人です。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しております。ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

委員長及び副委員長の選任についてを議題とします。

お諮りします。委員長、副委員長の選任は、申し合わせにより、一般会計予算特別委員会委員長に 17 番池田好隆委員を、同じく副委員長には、各常任委員会の副委員長が交代で務めることになっておりますので、7 番宮崎信一委員を推薦します。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

年長委員(村上次郎君) 異議なしと認めます。したがって、委員長には17番池田好隆委員を、 副委員長には7番宮崎信一委員が決定いたしました。

17番池田好隆委員及び7番宮崎信一委員が議場におりますので、本席から、にかほ市議会会議規則第32条第2項の規定に準じて告知します。

これをもって私の職務を終わります。

【一般会計予算特別委員長(池田好隆君)が議事をとる】

- 一般会計予算特別委員長(池田好隆君) ただいま委員長に指名されました池田好隆でございます。
- 一般会計予算特別委員会は、にかほ市議会委員会条例の定める常任委員会、これを一般会計予算特別小委員会に改め、一般会計予算特別委員会に付託予定であります議案第49号について、それぞれの一般会計予算特別小委員会で審査をお願いしたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

一般会計予算特別委員長(池田好隆君) それでは、異議なしと認めます。 したがって、そのように決定いたしました。

これで一般会計予算特別委員会を散会します。

午前 10 時 52 分 散 会

午前 10 時 53 分 再 開

議長(佐藤文昭君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 13、議案及び陳情の付託を議題とします。ただいま議題となっている議案第 43 号から議案第 51 号までの 9 件は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会及び一般会計予算特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

次に、陳情第5号及び陳情第6号の2件は、お手元に配りました陳情文書表のとおり、それぞれ 所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長(佐藤文昭君) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前 10 時 54 分 散 会

- 106 -
